災害時における相互支援に関する協定書

千葉市宮園自治会（以下「甲」という。）と千葉市宮野木保育所（以下「乙」という。）は、大規模地震等災害発生時（以下「災害時」という。）における相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時に甲及び乙が相互に協力し避難活動等を円滑に行うことにより、被害の発生を防止することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時における対応が円滑に図られるよう、それぞれの責任者及び連絡体制を予め定めるものとする。

（支援の種類）

第３条　この協定による支援は、次の各号に掲げるものとし、具体的な内容・条件等は別紙のとおりとする。

（１）乙は甲に対し、避難場所としての所庭の開放に協力する。

（２）甲及び乙は、避難場所・避難所等への避難の際に相互に協力する。

（３）乙は甲に対し、炊き出しのための所庭の開放に協力する。

（４）甲は乙に対し、保育所周辺の見回りや保育補助など保育所運営に協力する。

（５）乙は甲に対し、要配慮者の一時避難のための遊戯室の使用に協力する。

（防災訓練）

第４条　甲及び乙は、定期的に合同で防災訓練を実施するとともに、この協定の内容について意見交換を行い、必要に応じ見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第５条　この協定の有効期間は、締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年５月２３日

甲　千葉市宮園自治会
会長　日下部　実

乙　千葉市宮野木保育所
所長　杉本　智弓

【別紙】協定に基づく具体的対応

甲：宮園自治会

乙：宮野木保育所

1　平常時の対応	
①連絡体制の整備	○甲及び乙は、予め、協定に関する責任者・担当者等の名簿を作成し交換しておくとともに、災害時の連絡手段・順位を定めておく。 ○乙は、夜間・休日等で職員が不在の場合に、甲の住民が所庭を一時避難場所として開放できるよう、予め門の鍵の番号を甲に伝えておく。
②防災訓練・意見交換の実施	○甲及び乙は、災害時の避難やその他の対応を想定した合同訓練を定期的に実施する。 ○甲及び乙は、定期的に意見交換会を開催し、訓練結果の検証や、必要に応じて、協定内容の見直しを行う。
2　災害時の対応	
①避難場所としての所庭の開放への協力	○災害時（地震の場合、震度６弱を目安とする）に、甲の指定避難場所（宮の谷公園）が液状化等により使用不可の場合は、乙は、児童の避難に支障の無い範囲で、甲に所庭を開放する。
②避難場所・避難所等への避難にあたっての相互協力	○甲及び乙が、指定避難場所・避難所（柏台小学校、園生小学校等）等へ避難する必要が生じた場合は、相互に協力し避難活動を行う。
③炊き出しのための所庭の開放への協力	○甲が、甲の住民のために炊き出しを行う場合に、乙は、児童の保育に支障の無い範囲で、甲に所庭を開放する。
④保育所運営への協力	○甲は、防犯等を目的として定期的に周辺地域の見回りを行い、不審者や危険個所等を発見した場合は、乙に情報を提供する。 ○甲は、乙から要請があった場合は、可能な範囲で児童の保育補助に協力する。
⑤要配慮者の一時避難のための遊戯室の使用への協力	○甲の住民のうち、乳幼児・高齢者等特別の配慮が必要な者で、指定避難所への直ぐの避難が困難な場合に、乙は、児童の保育に支障の無い範囲で、遊戯室を一時的な避難室として提供する。 ○この場合、甲は、避難室の運営に必要な人員及び物資を配置する。 ○甲は、避難者及び運営人員の名簿を乙に提出するとともに、保育所施設の使用について、乙の指示に従う。 ○乙は、避難室の運営や、乳幼児への育児支援・非常食の提供等について、可能な範囲で、甲に協力する。 ○避難室としての使用期間は、原則として、災害時から７日以内とする。